

後期高齢者医療制度にご加入中の皆様へ ご利用ください

「限度額適用認定証」

●病院窓口で提示すると、医療費の負担限度額が下がります。

医療機関や調剤薬局での窓口負担については、世帯の負担を軽減するために、1か月ごとの限度額を設けています。

保険証の負担割合が「3割」の方で、住民税課税所得が145万円以上690万円未満（現役並み所得ⅠおよびⅡ 下記の表の太枠）に該当する方は、認定証の交付を受けて医療機関等に提示をすると、保険適用分の医療費の自己負担額がそれぞれの区分の限度額（1医療機関ごと）までの負担ですみます。

●申請した月の受診分からの適用になります。

事前に市町村窓口に申請し、交付を受けてください。

申請時に①保険証 ②マイナンバーがわかる書類 ③顔写真付きの身分証をご持参ください。

●医療機関において適用区分を確認できる場合があります。

確認できない場合は、市町村窓口に申請し、交付を受けてください。

（申請した月の受診分から適用になります）

窓口では「現役並み所得Ⅲ」の限度額となりますが、負担額が本来の限度額を超えた場合は、超えた分が高額療養費として支給されます。

後期高齢者医療限度額適用認定証	
有効期限 令和〇〇年 7月31日	
交付年月日 令和〇〇年〇〇月〇〇日	
被保険者番号	01234567
住所	寒河江市大字寒河江字久保6番地
氏名	長寿 太郎
生年月日	昭和 8年 5月 1日
発効期日	令和〇〇年〇〇月〇〇日
適用区分	現役Ⅰ
保険者番号並びに保険者の名称及び印	31906*:*:* 山形県後期高齢者医療広域連合 印

令和6年12月2日から、現行の認定証は発行されなくなります。マイナ保険証を利用すれば、事前の手続きなく、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。

負担区分	対象者	医療費1か月あたり自己負担限度額 ※1・2	
		外来	入院
現役並み所得Ⅲ	住民税課税所得 690万円以上	252,600円+ (医療費の総額-842,000円)×1% 多数回(4回目から): 140,100円 ※3	
現役並み所得Ⅱ	住民税課税所得 380万円以上	167,400円+ (医療費の総額-558,000円)×1% 多数回(4回目から): 93,000円 ※3	
現役並み所得Ⅰ	住民税課税所得 145万円以上	80,100円+ (医療費の総額-267,000円)×1% 多数回(4回目から): 44,400円 ※3	

※1 医療費の窓口負担限度額の計算上、保険適用外の医療費の自己負担額や、食事代や差額ベッド代などは含みません。

※2 月の途中で75歳に到達した場合は、2分の1の額になります。

※3 過去12か月以内に外来+入院の自己負担額を超えた支給が3回あった場合の4回目以降の限度額です。

☆前年の12月31日（1月から7月までの場合は前々年）現在で、同一世帯に19歳未満の控除（扶養）対象者がいる世帯については、負担割合判定の際の住民税課税所得金額から、さらに調整額が控除されます。

☆昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び同一世帯の被保険者の基礎控除後の総所得金額等（所得から43万円を引いた額）の合計が210万円以下の被保険者および同一世帯の被保険者は1割負担または2割負担となります。

☆次の項目に当てはまる方は、1割もしくは2割負担となります。（申請が必要な場合があります）

- ・加入者本人の前年の収入額が383万円未満の方
- ・加入者本人と、同一世帯の70～74歳の方全員の前年の収入額の合計が520万円未満の方
- ・同一世帯に加入者が2人以上いる場合、加入者全員の前年の収入額の合計が520万円未満の方

負担区分の要件に該当するか、または内容の詳細等については、下記にお問い合わせください。

●お問い合わせ先

お住まいの
市町村窓口

または

山形県後期高齢者医療広域連合

〒991-0041 寒河江市大字寒河江字久保6番地

TEL (0237) 84- 7100 <http://www.yamagata-kouikj.jp/>